

# 薬とうまく付き合って 健康と安心を!

—今回は、“学校薬剤師”についてのお話です。—

## 学校薬剤師をご存知ですか？

薬剤師の活動の場といえば、病院や薬局がすぐに思い浮かびますが、学校でも活動していることをご存じでしょうか？そして、その職務がどのようなものかご存じでしょうか？今回は、学校薬剤師についてご紹介いたします。

学校薬剤師は、昭和33年（平成21年安全法に改正）に制定された「学校保健法」によって学校薬剤師の必置が法制化され、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・特別支援学校に至るまで、大学を除く国立・公立の学校すべてに、県または各市町の教育委員会から委嘱を受けて配置されています。（私立の場合はこの限りではありません）

その職務内容は、主に学校内の環境衛生について、児童生徒が快適で安全な学校環境で学習できるように検査・助言・指導することにあります。年間活動としては、校内の定期臨時検査（飲料水・プール水・照度・騒音・換気・給食室の衛生管理・理科室の薬品管理調査等）や、子ども達の保健に関わる内容を協議・検討する「学校保健委員会」への出席、また近年低年齢化して社会問題となっている飲酒・喫煙・薬物乱用を防止することを目標にした授業を行います。

また、学校保健活動のすべてが「発育・

発達」の重要な時期にある児童生徒の生涯教育の基本的な学習課題」として有意義であるために、生活・学習・社会活動を通じて正しく履修できる指導・助言の提供が求められています。このことから学校薬剤師には、「教育にふさわしい人間性を持つ」「教育に正しい理解を持つ」「職務に必要な知識の研鑽（講習会、研修会など）」といった人物像が求められます。

それでは、学校薬剤師の具体的職務内容を見てみましょう。

### ●保健室及び理科室の薬品点検

保健室に置いてある救急処置薬や備品の使用上・保管上の注意について指導・助言を行います。また、理科室の毒・劇物薬品や引火物などは、適正に保管されているか、地震などの災害時の対応はどうかの確認、その他、不用薬品の廃棄や残存試薬の処理が適切に行われているかなどの指導・助言を行っています。

### ●ゴミの処理

近年、学校でのゴミ処理が問題となっています。特に焼却炉で有害物質のダイオキシンが発生するという点で、学校での焼却炉使用は文科省通達により禁止となりました。児童生徒に対して、ゴミの再利用、減量化は地球環境への負荷を減らし、限りある資源を有効に活用することになること

食中毒菌は、サルモネラ菌、大腸菌、O-157など様々です。そこで、学校給食による事故の発生がないよう衛生的な管理が必要です。学校薬剤師は給食設備や取扱いが衛生的か、また使用水、調理機械、器具、食器類、冷蔵庫、温度計などに問題はなにかを、定期的に検査しています。

### ●飲料水の検査

水道法により、学校の水道施設、設備の点検や清掃は定期的に行われていますが、学校では衛生的な水を使用するために、使用水の日常点検と定期点検を行います。日常点検は、外観、臭気、味などと、基準どおりの残留塩素が保持されているかを、定期点検は、学校薬剤師により、化学検査、一般細菌・大腸菌群などについて水道法に基づいた検査を行います。衛生的で安全な水を毎日児童生徒が使用できるように、日々の検査が不可欠なのです。

このように、学校薬剤師の職務内容は多岐にわたっており、薬剤師本来の職能を学校保健活動の場で発揮することにより児童生徒が、快適で安全な学校生活を送ることが出来るよう、日々、学校保健活動への参画へ取り組んでいるのです。

国民が受ける生涯を通しての医薬品適正使用教育。それは他ならぬ学校薬剤師による小学校・中学校・高等学校における系統的な教育に基づく「くすりの正しい使い方」から幕を開けます。



を環境教育の環として説明しています。

### ●トイレの管理

学校のトイレは、現在水洗化率が高くなりましたが、清潔で快適な学校生活を確保するためにはトイレの管理は重要です。トイレの検査は定期的に行い、定められた検査項目（施設・設備・清潔・採光・照明・換気・ハエ・臭気）などについて基準に合っているかを点検します。

### ●ネズミ・衛生害虫の駆除

学校に、ネズミやハエ・カ・ダニ・ゴキブリなどの衛生害虫がいると、病原体を媒介したり、児童生徒に不快感を与えたり、学習能力の低下をきたす恐れもあります。そこで、有効かつ効果的な方法により駆除、あるいは校舎内への侵入を防ぐことが大切です。学校薬剤師は殺鼠剤の使用や衛生害虫用殺虫剤の適正使用について指導、助言を行っています。

### ●机・イスの整備

机・イスが児童生徒の体に合わないこと、学習能力を低下させるだけでなく、脊柱

の湾曲や近視などの誘因となる恐れがあります。また、破損や清潔などの面からも考えなければなりません。児童生徒が長時間利用する机・イスの整備は、各児童生徒に対しての適正状況はどうかの管理を適切に行うことが大切です。

### ●騒音環境の調査

学校における騒音は、教室内で教師の声が聞き取れないなど授業の妨げとなります。騒音は学習能力の低下を招き、心理的にも不快なものです。学校の騒音については、騒音レベルを騒音計を用いて測定し、判定基準を超える場合は改善を提言します。また、学校が騒音源とならないように対処することも大切です。



### ●教室内の換気

教室内の環境検査として温度、湿度、二酸化炭素濃度、浮遊粉じんなどを測定することにより、教室内の換気が基準に適切であるかを判断し、換気的重要性を指導助言します。また、適切な換気は、感染性病原体からも児童生徒を守ることにあります。



### ●薬物乱用防止活動

覚せい剤やシンナーなどの乱用は増加傾向にあり、特に近年は大麻、MDSA、



### ●学校のプール検査

現在、ほとんどの学校で設置されている学校プールですが、プールは入泳者の体の汚れ、汗などにより、いつも汚染されています。適正に管理されていないと、プール熱やハヤリ目などの感染がおこります。そこで、プールの消毒は基準どおりか、有機物などの汚れの具合や一般細菌、大腸菌群などの検査を行っています。

### ●学校給食の衛生管理

学校給食は健康教育の一環として実施されていますが、学校給食で食中毒の発生があると、大勢の患者が出るのが特徴です。

お薬に関するご相談は…  
**(社)広島県薬剤師会 おくすり相談電話**  
**Tel.082-545-1193 相談無料**  
 ◎受付/10:00~15:00(月~金曜日※祝日、お盆休み、年末年始を除く)  
 薬・たばこなどの誤飲時の応急処置に関するご相談は…  
**(社)広島県薬剤師会 広島中毒119番**  
**Tel.082-248-8268 相談無料**  
 または**フリーダイヤル0120-279-119**  
(ただしご利用は県内から、一般電話と携帯、PHSのみ有効)  
 ◎受付/9:00~17:00(月~金曜日※祝日、お盆休み、年末年始を除く)

